

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	別府市 自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和3年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき行う次の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1 自立支援給付(次に掲げるもの)の支給に関する事務</p> <p>(1) 介護給付費 (2) 特例介護給付費 (3) 訓練等給付費 (4) 特例訓練等給付費 (5) 特定障害者特別給付費 (6) 特例特定障害者特別給付費 (7) 地域相談支援給付費 (8) 特例地域相談支援給付費 (9) 計画相談支援給付費 (10) 特例計画相談支援給付費 (11) 自立支援医療費 (12) 療養介護医療費 (13) 基準該当療養介護医療費 (14) 補装具費 (15) 高額障害福祉サービス等給付費</p> <p>2 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給決定の変更に関する事務</p> <p>3 地域相談支援給付決定の変更に関する事務</p> <p>4 自立支援医療費の支給認定の変更に関する事務</p> <p>5 地域生活支援事業の実施に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1 MCWEL障がい者福祉V2 2 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の84の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の108、109及び110の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2及び第55条の3</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110及び116の項</p> <p>別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、55条の2、55条の3及び第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1251 e-mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1251 e-mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、87、108の項及び116の項 別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2及び第55条の3 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	MCWEL障がい者福祉V2 統合宛名システム 中間サーバー	1 MCWEL障がい者福祉V2 2 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 3 中間サーバー 4 宛名システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2及び第55条の3 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2及び第55条の3 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110及び116の項 別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、55条の2、55条の3及び第59条の2の2	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 障害福祉課	福祉共生部 障害福祉課	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の108、109及び110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2及び第55条の3 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110及び116の項 別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、55条の2、55条の3及び第59条の2の2	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の108、109及び110の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第55条、第55条の2及び第55条の3 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109、110及び116の項 別表第2の主務省令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、55条の2、55条の3及び第59条の2の2	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉共生部 障害福祉課	市民福祉部 障害福祉課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)